令和８年 10 月 23 日改定
富士市立富士第二小学校
いじめ防止対策委員会

学校いじめ防止基本方針

１　いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

（１）いじめの定義　（いじめ防止対策推進法第２条第１項より）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめ防止等に対する基本的な考え方

学校は、安全に安心して生活できる環境の中で、子ども一人ひとりが主体的に学習したり、他者と関わり合いの中で互いの価値を認め合ったりすることを通して、自己存在感や自己有用感を感じることができる場である。そのため、心身ともに傷を負い、学校生活に大きな影響が及んでしまういじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為だと考える。しかし、現実的には、様々な価値観をもった子どもたちが生活しているため、互いの思いや考えを理解し合えず嫌がらせや無視をしたり、陰で悪口を言ってしまったりすることも少なくない。そのため、私たちは「いじめは、誰にでも、どこででも起こりうる」「いじめは重篤になればなるほど、状況は深刻さを増す」ということを理解し、いじめを未然に防ぐ取り組みを進めるとともに、いじめが発見された時に迅速かつ組織的に対応できる体制を整えておく必要がある。深刻な状態にならないように、子どもと保護者の思いに寄り添って対応することを最優先に考え、学校、家庭、地域等が協力して取り組んでいく。また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携を図っていく。

２　いじめの防止等の対策のための推進体制

（１）　いじめ防止対策委員会　（いじめの相談・通報窓口として位置付ける）

ア　目的

いじめを防ぐために、いじめ（いじめの疑いがあるものも含む）に関する情報を共有し、その情報を基に組織的に対応する。

イ　いじめ防止対策委員

校長　教頭　教務主任　生徒指導主任　該当の学年主任・担任　養護教諭

ウ　開催計画

事案発生に合わせてタイムリーに開催する。また、構成メンバーは、全員が集合しなくても機動的に対応する。

エ　年間指導計画

（ア）学校いじめ対策組織会議

いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。月１回企画会議と兼ねて実施する。

（イ）職員会議

年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

（ウ）いじめアンケート

前期（４月～９月）に１回、後期（10 月～3 月）に２回実施する。
実施したアンケートは、卒業後３年間保存する。

（エ）校内研修

ＳＳＷ、ＳＣによる研修会をもつ。

（オ）ｉ-check　　＊５年生が実施する。

教師の観察と子どもの実態とのずれを補うために行う。いじめや不登校の可能性が高い子どもや、学習意欲が低下している子どもを発見し、早期に対応する。年に２回（７月、11 月）実施。市の研修会もある。

（カ）資料提供・相談窓口

保護者会や学級懇談会等で、「いじめ防止啓発保護者向けリーフレット」（富士市教育委員会発行）等の資料を配布し、児童の様子に気を配るように促す。
主な相談窓口について生徒指導便り等に掲載し、全家庭に配付して紹介する。

＜主な相談窓口＞

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）
　ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html
・LINE 相談＠静岡（うちあけダイヤル）　ID 検索→　@shizuokasoudan
・LINE「しずおかこども・家庭相談」　　ID 検索→　@018jklri
・24 時間子ども SOS ダイヤル　0120-0-78310
・若者こころのなやみ相談窓口　0800-200-2326
・ハロー電話「ともしび」　055-931-8686　（月～金　10:00～17:00）
・こども・家庭１１０番　055―924-4152（平日 9:00～20:00　土日 9:00～17:00）
・ほっとデジタル相談・ふじ　（GIGA タブレット L-Gate 内にあるアイコンから）
・富士市青少年相談センター　0545-52-4152 9:00～16:30（平日）
　e-mail ： bky-soudan@div.city.fuji.shizuoka.jp
・富士警察署「少年サポートセンター」　080-1605-0774
・「なやみ相談ナビ『はなそっと』」
　https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/kyoiku/hanasot/

いじめ防止等のための年間計画

時期	生活目標	活動内容	対象		
			児童	教職員	保護者
４月	先生やおともだちに挨拶をしよう。時計を見て行動しよう。落ち着いて過ごそう。足音を確かめよう。はきものをそろえよう。（くつばこ・トイレ）。うつくしいロッカーをめざそう。	職員会議（いじめ防止基本方針について）		○	
		静岡県版ＳＥＬ（２５ひ年）	○		
		ＰＴＡ総会紙面開催 （いじめ防止基本方針について）			○
		保護者面談			○
５月		静岡県版ＳＥＬ（１３４６年）	○		
６月		いじめアンケート（1回目）	○		
		静岡県版ＳＥＬ（１３５６ひ年）	○		
７月		i-check実施1回目（５年）	○	○	
		薬学講座（６年）	○		
		静岡県版ＳＥＬ（４年）	○		
		i-check研修会		○	
		相談窓口の紹介（夏休みのたより）	○		○
８，９月	口を閉じて綺麗にしよう。がんばっている人を見つけよう。お友達を大切にする言葉で呼ぼう。（～さん・～くん）。良いことを声に出そう。	静岡県版ＳＥＬ（１年）	○		
		ヤングケアラーアンケート（年１回）	○		
10月		保護者面談			○
		静岡県版ＳＥＬ（２３４５６ひ年）	○		
11月		学校保健委員会　性に関する講座（６年）	○		
		いじめアンケート（２回目）	○		
		i-check実施２回目（５年）	○	○	
12月					
１月	友達や先生にありがとうと言おう。一年間の成長を確かめよう。	いじめアンケート（３回目）	○		
		静岡県版ＳＥＬ（２４ひ年）			
２月		学校いじめ防止基本方針の見直し		○	
		子育て講演会（新１年生）			○
３月		学級懇談会			○
年間	※情報モラル		○		
	静岡県版ＳＥＬ（１３５６年は、児童の実態に合わせて、どこかでもう１回実施する）		○		

（２）対応の流れ（５　いじめの早期対応と早期解決　参照）

（３）いじめ重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止のための基本方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改定：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

【重大な事態対応の流れ】

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会に報告します。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合

イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合

ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合

エ　児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合

調査主体の判断

・重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

《学校が調査主体の場合》

・学校いじめ対策組織に指導主事、ＳＳＷ、学校評議員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。

・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

《教育委員会が調査主体の場合》

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員」が調査を行う。

・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告

調査対象者及びその保護者への説明・報告

学校が調査主体の場合、学校が行い、教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う。

市長及び教育委員会への説明・報告等　・・・・教育委員会が行う

調査結果を踏まえた必要な措置　・・・・学校と教育委員会が連携して行う

（４）教育委員会や関係機関との連携

拡大いじめ防止対策委員会

構成メンバー：いじめ防止対策委員、ＰＴＡ会長、ＰＴＡ副会長、
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
富士警察署サポートセンター、青少年相談所、
富士市教育委員会学校教育課　等

３　いじめの未然防止

（１）学校の未然防止に向けた取組

ア　人権教育の推進

（ア）人権教育研修を実施

（イ）学級経営、道徳教育、各教科、特別活動等における人権教育実践
※静岡県教育委員会発行の人権教育指導資料を参考にする。

イ　好ましい人間関係を築くことができるソーシャルスキルの育成

（ア）社会性を育成するために実践を通した体験活動の重視及び静岡県版ソーシャル・エモーショナル・ラーニング（新・人間関係づくりプログラム）による学級活動の授業実践

（イ）ｉ－check による測定

ウ　道徳の授業実践により道徳的な価値を学び、道徳的な実践力を育成する。いじめの問題を自分のこととして捉え、考え議論する道徳を通していじめをしない、させない心を育てる。そのために、以下のことを重点に指導していく。

(低学年)
基本的な生活習慣　善悪の判断 きまりを守る
(中学年)
集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりをもつ。
(高学年)
他者との人間関係や社会とのかかわりに目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任を自覚する。さらに、家庭や地域社会において情報モラルの促進を図る。

エ　子どもの自主的活動の場の設定

児童会のアイディア活動で取り組む。（「いいこと見つけ」等）

オ　いじめに関する教職員の研修

（ア）静岡県教育委員会発行の「人権教育の手引き」を活用した校内研修

（イ）人権教育の研修会参加

（ウ）いじめの問題への取組に関するチェックポイント（年２回）や教職員のいじめ対応チェックリスト（随時）を実施する。

※富士市いじめ対応ガイドライン別紙１、２を活用する。

（２）保護者や地域への働きかけ

ア　学級懇談会等で、富士市教育委員会、静岡県教育委員会、文部科学省等の資料配布

イ　ＰＴＡ正副会長や理事会での報告、ＰＴＡ総会での周知

ウ　地域ボランティアとの連携

朝の登校状況で気になることを連絡していただく。(防犯パトロール)

4　いじめの早期発見

（1）アンケートの実施・・・資料２－１～資料２－３

ア　年３回実施（前期に１回、後期に２回）

イ　実施後集計し、集計結果を基にいじめ対策委員会で、対策を検討

ウ　後期にアンケートによって把握した結果を、翌年の学級編成で考慮する

（2）スクールカウンセラーによる教育相談の実施

（3）日々の観察

（4）「いじめ発見のチェックポイント」の活用

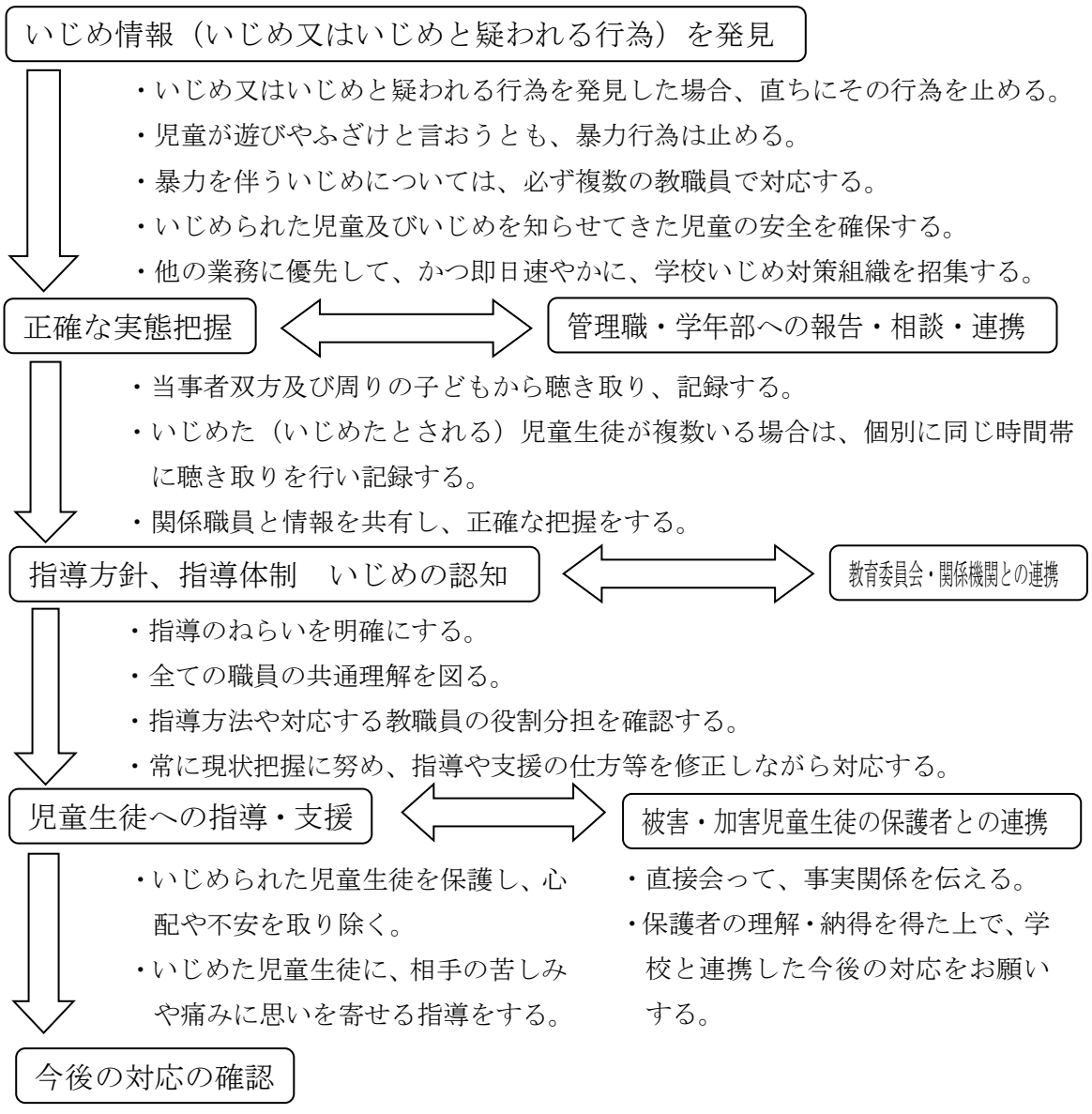
※富士市いじめ対応ガイドライン別紙３を活用する。

（5）情報共有の場づくり

企画会議、職員会議、学年経営会議などでいじめに関する情報を全職員で共有する。

5　いじめの早期対応と早期解決

(1) いじめ対応の基本的な流れ



（２）いじめが確認された時の対応

いじめが確認された場合は、いじめ対策委員会を中心に、迅速かつ組織的に対応する。具体的には、次のような流れで対応する。

【いじめの発見・通報を受けた時】
ア　いじめられている児童及び伝えてきた児童の安全を確保する。
イ　情報を集める。
ウ　指導・支援体制を組む。
エ　子どもへの支援・指導を行うと同時に、保護者と連携を図る。
オ　５Ｗ１Ｈを明記した記録を残す。

【いじめが確認された時】
ア　いじめられた児童に配慮する。
イ　いじめた児童を指導する。
ウ　当該児童の保護者との連携を図る。

※発見から対応までの流れや保護者への連絡内容などの記録を残すようにする。（記録用紙の活用）

６　ネット上のいじめの対応

（１）情報モラルの指導

（２）児童及び保護者向けの情報教室

（３）市Ｐ連からの約束をＰＴＡ総会で共有

７　いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要因が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も含めて判断する。

（１）いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

※「相当の期間」とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

（２）被害児童生徒が心身の苦痛を感じてないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。